

建築基準法第85条「仮設建築物」における法令緩和条項一覧等（別紙）

1. 法第85条第2項の建築物に関する緩和規定

(1) 緩和される法の条項

- ・法第6条～7条の6（確認申請、中間検査、完了検査、使用の制限）
- ・法第12条第1項～第4項（定期報告）
- ・法第15条（工事届）
- ・法第18条（第25項を除く）（国・都道府県等の計画通知等）
- ・法第19条（敷地の衛生及び安全）
- ・法第21条～23条（大規模建築物の主要構造部、屋根、外壁）
- ・法第26条（防火壁）
- ・法第31条（便所）
- ・法第33条（避雷設備）
- ・法第34条第2項（非常用昇降機）
- ・法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術基準）
- ・法第36条（法第19条、21条、26条、31条、33条、34条第2項、35条に係る部分）
- ・法第37条（建築材料の品質）
- ・法第39条及び40条の規定（災害区域、条例による制限付加）
- ・法第3章（防火及び準防火地域内にあつては50㎡以下のものに限る）

(2) 緩和される法施行令の条項（令第147条第1項：60m以下の建築物の場合）

- ・令第22条（居室の床の高さ及び防湿方法）
- ・令第28条～30条（便所の彩光及び換気、構造）
- ・令第37条（構造部材の耐久）
- ・令第41条～43条（木材、土台及び基礎、柱の小径）
- ・令第46条（構造耐力上必要な軸組等）
- ・令第48条（学校の木造の校舎）
- ・令第49条（外壁内部の防露措置）
- ・令第67条（鉄骨造の接合部）
- ・令第70条（柱の防火被覆）
- ・令第3章8節（構造計算関係規定：令第81条～99条）
- ・令第112条（防火区画）
- ・令第114条（界壁・間仕切壁・隔壁）
- ・令第5章（避難施設等関係規定：令第116条の2～128条の3）
- ・令第5章の2（内装制限等関係規定：令第128条の3の2～128条の5）
- ・令第129条の2の3（屋上突出水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分）
- ・令第129条の13の2及び13の3（非常用昇降機）

※1. 本条第2項の「災害があつた場合の応急仮設建築物」について、設置完了後3ヶ月を超えて存続使用する場合には、本条第3項の許可が必要です。また、「工事を施工するための現場事務所等」であっても設置場所等により、本条第6項の許可が必要です。

※2. 上記(1)(2)は緩和できる規定であり、その他の規定は仮設建築物であっても適合させる必要がありますので注意してください。

2. 法第85条第6項の建築物に関する緩和規定

(1) 緩和される法の条項

- ・法第12条第1項～第4項（定期報告）
- ・法第21条～27条（大規模建築物の主要構造部、屋根、外壁、防火壁、特殊建築物の構造）
- ・法第31条（便所）
- ・法第34条第2項（非常用昇降機）
- ・法第35条の2（特殊建築物等の内装制限）
- ・法第35条の3（無窓の居室等の主要構造部）
- ・法第37条（建築材料の品質）
- ・法第3章（建築物の敷地、構造、建築設備及び用途：法第41条の2～68条の9）

(2) 緩和される法施行令の条項（令第147条第1項：60m以下の建築物の場合）

- ・令第22条（居室の床の高さ及び防湿方法）
- ・令第28条～30条（便所の彩光及び換気、構造）
- ・令第37条（構造部材の耐久）
- ・令第46条（構造耐力上必要な軸組等）
- ・令第49条（外壁内部の防露措置）
- ・令第67条（鉄骨造の接合部）
- ・令第70条（柱の防火被覆）
- ・令第3章8節（構造計算関係規定：令第81条～99条）
- ・令第112条（防火区画）
- ・令第114条（界壁・間仕切壁・隔壁）
- ・令第5章の2（内装制限等関係規定：令第128条の3の2～128条の5）
- ・令第129条の2の3（屋上突出水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分）
- ・令第129条の13の2及び13の3（非常用昇降機）

※1. 本条第6項により設置する建築物については、同項の許可が必要です。

※2. 上記(1)(2)は緩和できる規定であり、その他の規定は仮設建築物であっても適合させる必要がありますので注意してください。

また、安全上、防火上及び衛生上の観点から緩和できる規定であっても適合に努め、許可申請時に緩和規程の諾否を整理した表を提出してください。

※3. 確認申請・完了検査等手続きの規定は緩和されていないため、注意してください。

※4. 許可の対象となる建築物

①仮設興行場 ②博覧会建築物 ③仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（※）

（※）その他これらに類する仮設建築物については、以下の通り。

③-1：仮設選挙用事務所又は後援会事務所

③-2：仮設郵便局（年末年始に使用する集配室等）

③-3：本建築物と別に設けられる分譲マンション販売のためのモデルルーム

③-4：仮設展示場住宅（ハウジングセンター）であって集团的な経営のもの

③-5：商業ビル屋上に設ける夏季利用のビアガーデン等

③-6：第2項の「工事を施工するために現場に設ける事務所・下小屋・資材置場」等の用途の建築物を工事現場以外に設置する場合

※5. 建築敷地が市街化調整区域である場合は、「都市計画法による仮設建築物等の取り扱い基準」に該当することが必要となりますので、開発指導係と協議してください。